

## 高知県多文化共生社会推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県多文化共生社会推進事業費補助金交付要綱（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、外国人材を中心とした外国人県民が増加している本県において、多文化共生社会を実現し、外国人県民が各地域で安心して生き生きと暮らせる環境づくりを進めるため、市町村（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業区分、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとし、補助額は、補助対象経費に補助率欄に定める率を乗じて得た額の合計額とする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもの又は間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助の条件)

第6条 第3条に規定する補助目的(以下「補助目的」という。)を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助金の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないかどうか等を慎重に審査したうえで決定すること。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号までに掲げる条件を付さなければならないこと。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業の着手は、補助金交付決定通知に基づき行わなければならない。

(補助事業の重要な変更、中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の新設、全部若しくは一部の中止又は廃止

- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助金額の増額
- (5) 補助金の交付決定額に対して 20 パーセントを超える補助金の減額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 知事は、前項の規定により変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定内容を変更し、又は条件を付すことができる。

#### （事業実施期間の延長）

第 9 条 補助事業者は、事業実施期間を延長する場合は、別記第 3 号様式による事業実施期間延長届を知事に提出しなければならない。

#### （遂行状況の報告等）

第 10 条 知事は、必要があると認めた場合は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

#### （実績報告等）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（第 8 条第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第 4 号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業者が実施主体で、契約が 2 件以上にわたる場合は、別記第 5 号様式による契約状況総括表（実績報告）を併せて提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第 6 号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施に要した経費の証票、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、交付決定額と確定額とが同額である場合は、この限りでない。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又は当該決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助目的として包含できる補助目的に合致する活用ができなくなったとき(知事が特にやむを得ないと認めた場合を除く。)
- (5) 別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任等)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月24日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条第1号、第3号から第5号、第11条第3項、第14条、第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

| (1)<br>対象事業の条件  | (2)<br>事業区分 | (3)<br>補助対象経費                      | (4)<br>補助対象経費詳細   | (5)<br>補助率 | (6)<br>補助限度額   |
|---|-------------|------------------------------------|---|------------|--|
| <p>①各市町村において、在住外国人と地域の住民が互いを理解し、安心して暮らすことができる多文化共生社会づくりの推進につながる取組であると認められるものとする。</p> <p>②事業区分①から③については、各区分毎に実施箇所1カ所につき1回の活用とする。</p> <p>③国等の事業や県の他の補助金を活用していないものとする。</p> | ①交流拠点の環境整備  | 在住外国人と地域住民との交流を促進するための拠点の環境整備に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>交流スペースの環境整備に必要な物品等の購入経費</li> <li>交流拠点となる施設の軽微な修繕経費（注）</li> </ul> <p>【例】啓発看板（多言語対応）の設置費用 等</p>  | 1/2 以内     | <p>1 補助事業者当たり 1,500 千円</p> <p>※ただし、(2)①については、500 千円以内とする。</p> <p>※算出された交付額に千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</p> |
|   | ②交流イベント等の開催 | 多文化共生社会への理解を促進するためのイベント等の開催に係る経費   | <ul style="list-style-type: none"> <li>多文化の理解促進のために開催する料理教室やスポーツイベント等の開催経費</li> <li>ALT や CIR が出身国の文化を広めるための取組に係る経費</li> </ul> <p>【例】会場借上料、ポスター・チラシの作成費用、料理教室で利用する材料費 等</p>                             |            |  |
|   | ③普及啓発活動     | 多文化共生社会への理解を促進するための普及啓発活動に係る経費     | <ul style="list-style-type: none"> <li>やさしい日本語や多言語対応の普及啓発に係る活動経費</li> <li>地域住民の意識啓発のためのセミナー等の開催経費</li> </ul> <p>【例】役場でのやさしい日本語の導入（パンフレット作成等）費用、家庭ゴミの出し方や普及啓発に係る住民向け資料等の多言語化に係る費用、セミナー等の講師への報償費・旅費 等</p> |            |  |
|   | ④その他        | 地域の多文化共生を推進するために特に必要と認められる事業に係る経費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の多文化共生を推進するための計画策定に係る経費</li> <li>実態調査に係る経費</li> </ul> <p>【例】多文化共生アドバイザー（総務省）や地域国際化推進アドバイザー（一般財団法人自治体国際化協会）、その他専門的知識・経験を持つ者への報償費・旅費、地域の外国人県民の実態調査に係る経費 等</p>    |            |  |

（注）ハード整備事業（新たな機能の追加や用途変更）は補助対象外とし、軽微な修繕かつ他の事業区分と組み合わせ、(2)①を実施することでより効果が高まると認められるものについて、補助対象とする。

別表第2（第5条、第6条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。